

年月日

某官屬姓某奉

〔日本書紀神代〕天稚彥之妻下照姬哭泣悲哀聲達于天是時國玉聞其哭聲則知夫天稚彥已死乃遣疾風舉尸カス子致天

〔續日本紀稱德十九〕神護景雲三年五月丙申詔曰中犬部今犬部原作文部一本作大婦女波平內都奴

止爲氏冠位舉給比根可婆禰改給治給夜然流物乎反天逆心乎抱藏氏傾奉朝庭中是以檢

法爾皆當死刑罪中然止慈賜止爲氏一等降氏其等我根可婆禰替氏遠流罪爾治賜止宣布天皇

大命乎衆聞食止宣

〔歷朝詔詞解五〕根可婆禰改給 凡て根とは人を崇めていふ稱にて可婆禰といふと同じきを重ねていへる也

〔倭訓栞前編六〕かばね 神代紀に尸をよめり皮骨の義也顯宗紀に骨字もよめり柩をよめるは義訓也骸も同じ神代紀に姓又姓氏をよむは尸より出たる詞也續日本紀に根可婆禰といひ姓氏錄に人民の氏骨カス子といへる是也さるを姓氏の外に日本にては別に尸といふ事ありとおもへるは誤也太古は姓氏の沙汰なし西土も同じ又姓氏の別ありしも姓と氏とを混せり漢高祖を姓劉氏といふが如きは是也

〔類聚名物考姓氏九〕骨名 かばね

かばねは人の骨骸にて一身の本とする所にして天地の金石有が如く家屋の柱楹あるに似たり然るに此事西土の書には准據べきものなし姓氏の字を借りて書たれどもその事や異なるりたとへば今世俗の符券フセツといふが如く目じるしにするやうの事なり先祖の功勞我身の勳功によりて賜る事あり又一等すゝみて升る事も有なり今公家にて清花羽林名家などいふ様の階級の有如く江戸にても公家衆と云兩番筋大番筋といひ又は甲府衆櫻田衆などいひ參河御